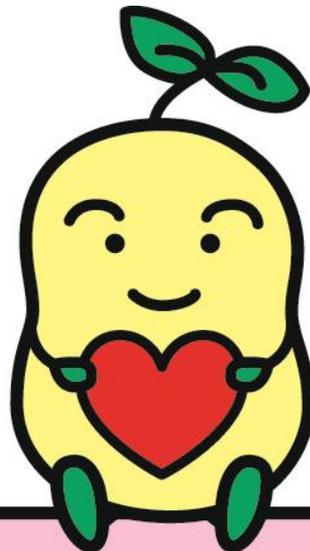


平成30年度
杉並区社会福祉協議会

地域福祉活動費助成金(二次募集)

募集要項



「募金」が「地域」を
よくするしくみ

杉並社協の
マスコットキャラクター
「うえるくん」

【問合せ】

社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会 地域福祉推進係

〒167-0032

杉並区天沼3-19-16 ウェルファーム杉並4階

Tel: 03-5347-1017 (月~金曜日 午前8時30分~午後5時) Fax: 03-5347-2063

杉並区社会福祉協議会HP <http://www.sugisyakyo.com/>

杉並ボランティアセンターHP <http://borasen.jp/>

1 目的

杉並区社会福祉協議会（以下、「社協」という）が目標としている、世代を超えた「地域でのつながり」をつくるために必要な地域福祉推進活動（事業）に助成する制度です。

（この助成金は“歳末たすけあい運動”の募金を財源として助成を行っています。）

2 対象団体

杉並区内ですでに活動を行っているか、または平成30年10月1日から平成31年3月31日までに活動開始をする団体・グループであり、杉並区内在住または在勤者を中心とした構成員がいること。（営利、政治、思想及び宗教を目的とした団体は対象外となります。）

※法人格の有無は問いません。

（例）ボランティア団体、心身障害者団体・高齢者福祉団体・母子寡婦福祉団体・青少年団体及びこれらの連合会、心身障害者・児童・高齢者福祉施設等の社会福祉施設

3 助成対象期間

平成30年10月1日(月)から平成31年3月31日(日)までに完了もしくは実施する事業。

4 助成の種類と助成上限額 [総額：350万円(予定)]

(1) チャレンジ応援助成 1事業上限 50万円

- ・新規活動の立ち上げ
- ・先駆的活動

※定例化している事業は含みません。

※地域福祉推進のために新規に立ち上げる団体、または立ち上げから3年未満の団体であり、事業を軌道に乗せるために申請は3回を限度とする。

(2) 定例活動活性化助成 1事業上限 20万円

- ・既存の活動を活性化するための事業

※同事業を3年以上継続しており、事業継続及び活動の活性化に意欲がある団体であること。

◆(1)(2)共に千円未満切り捨て

5 対象となる事業

地域福祉活動を推進する事業で、特定の組織の会員、構成委員等に限定されない発展性のある事業。

6 対象とならない事業

- ・自主財源のない事業
- ・行政等から補助や委託を受けている事業
- ・他から助成金など資金援助のある事業

7 対象となる経費

対象とする経費は下記を参照ください。また、一部の経費（諸謝金・バス賃借費用）については上限があります。

対象経費

諸謝金	研修講師等謝礼金（※1）
消耗品費	事業実施に直接必要な消耗品や材料等の購入経費、事務用品類、コピー用紙、材料費等
印刷製本費	チラシ・ポスター等の印刷経費
通信運搬費	郵送費
賃借料	会場費、バス賃借費（※2）、機材レンタル費
保険料	保険代（ボランティア保険・行事保険・レクリエーション保険・損害保険等）
交通費	企画実施に伴うボランティアの交通費 ※チャレンジ応援成のみ
飲食費	企画実施に伴うボランティアの飲食費 ※チャレンジ応援成のみ
備品購入費	事業実施に直接必要な備品等の購入経費 ※チャレンジ応援成のみ

※1 諸謝金上限金額

講師の種別		基準単価（円/h）	備考
専門家	教授・医師・弁護士・民間学者	14,000 円/h 以内	教授以上または相当者
	准教授・民間専門研究家	9,000 円/h 以内	准教授以上または相当者
	講師・民間専門知識人	7,000 円/h 以内	講師以上または相当者
	民間技術者・小中高教諭	5,000 円/h 以内	
	その他	4,000 円/h 以内	
企業	民間企業管理層	8,000 円/h 以内	
著名人・タレント		30,000 円/h 以内	

※2 バス賃借費用上限金額

バスの種類	乗車人数の目安	上限金額（円）	
中型バス（1台）	29名以下	日帰り	103,000
		1泊	200,000
大型バス（1台）	30名以上	日帰り	120,000
		1泊	200,000
中型リフト付きバス（1台）	15名以上中型リフト付きバス	日帰り	154,000
		1泊	200,000
大型リフト付きバス（1台）	中型リフト付きバスの定員を 超える場合	日帰り	180,000
		1泊	200,000

※走行時間9時間、走行距離300km（片道150km）で試算。
但し、1泊については一律の金額。

8 対象とならない経費

- ・団体の運営に関する経常経費
- ・団体関係者自らが講師となり事業を行う場合の諸謝金（講師が団体の会員の場合も同様）
- ・他の事業費の振替による経費
- ・定例活動助成での備品購入
- ・見舞金やプレゼントなどの贈呈を目的とした経費
- ・飲食、接待など交際的な経費（個人が参加費などで負担すべきものと考えます）

9 申請方法

【要予約】

【1. 提出方法】

所定の「地域福祉活動費助成金申請書」に必要事項を記入し、下記の添付書類を添えて予約の上、社協 地域福祉推進係（以下、「事務局」という）窓口までお持ちください（郵送では受け付けません）。

<添付書類>

①会則

②役員又は会員名簿

③団体（法人）の前年度事業報告書及び決算書

※新規立ち上げ団体の場合はなし

④団体（法人）の本年度事業計画書及び予算書
は決算書

※すでに本年度の決算書があるが場合

⑤団体（法人）の概要がわかるパンフレット等

⑥備品購入の場合は見積書（購入する店舗が作成した見積書）及び購入品のわかるカタログ等（コピー可）

⑦その他、事務局より指定されたもの

◆申請書・実施要項は事務局の窓口にて配布しています。

※社協 HP (<http://www.sugisyakyo.com/>)・杉並ボランティアセンターHP (<http://borasen.jp/>) から取り出せます。

◆社協の助成金担当職員が申請書及び添付書類の確認をしてから受け取ります。

◆申請内容のわかる団体（法人）の担当者が提出時に来所してください。

【2. 申請期間】

平成 30 年 8 月 1 日（水）～30 年 8 月 31 日（金）午後 5 時まで ※時間厳守

※受付時間：月曜日～金曜日の午前 9 時から午後 5 時まで

※必ず事前に電話予約をしてください。

最終週は大変込み合いますので、早目のご予約をお願いいたします。

10 助成決定までの流れ及び審査

<予備審査>（申請書の受取後）

事務局で行います。申請書類の不備・記載漏れがないか等の形式審査をします。



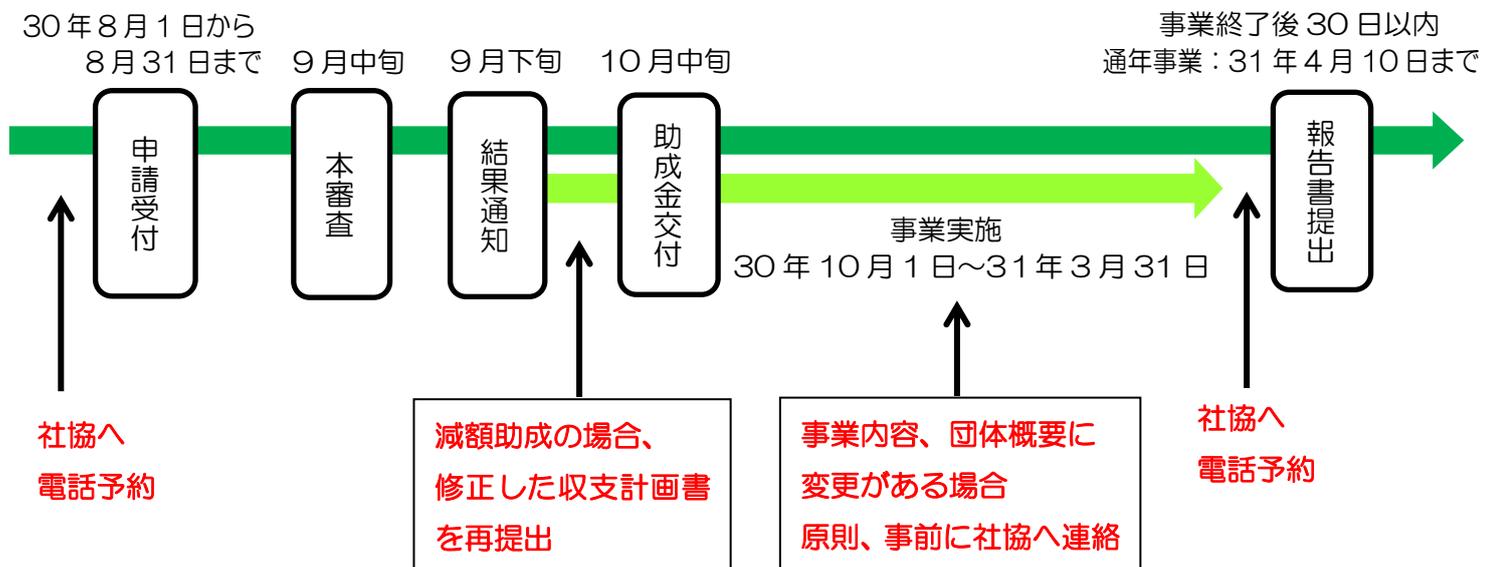
<本審査>

社協理事、杉並ボランティアセンター運営委員、杉並区職員、学識経験者等で構成する『助成審査会』で以下の基準に基づき審査を行います。

【審査基準】

1. 活動内容が明確で助成対象としてふさわしい活動であること（視点：目的、計画の妥当性）
2. 実現可能な内容であること（視点：助成金の必要性、実行力、計画性）
3. 活動の広がりが期待できること（視点：発展性、公益性、社会性、参加性）

【スケジュール】



※ スケジュールは、変更になる場合があります。

※ 本助成金を受けた団体・グループについては、団体名（グループ名）、代表者名、助成金額、活動内容等を社協のホームページ（<http://www.sugisyakyo.com>）と中央共同募金会のホームページ「はねっと」（<http://hanett.akaihane.or.jp/sys/frame.asp>）にて一般公開されます。

【その他】

審査の結果、減額助成または助成不可の場合がありますので、あらかじめご了承ください。

減額助成の場合、修正した収支計画書を審査結果受取後1ヵ月以内に再提出していただきます。

1 1 報告 **【要予約】**

- ・所定の報告書により、事業終了後30日以内（通年事業の場合は翌年度4月10日まで）に報告していただきます。報告書には、収支報告書に書かれている経費の、全ての領収書の写しと事業内容の分かる印刷物、写真などを添付していただきます。

1 2 助成金の返還

次のような場合には、助成金の全額または一部を返還いただく場合があります。

- (1) 申請内容に虚偽があると判明したとき
- (2) 正当な理由無しに実施報告書等が所定期限内に提出されないとき
- (3) 助成金を、対象活動または対象経費以外に使用したとき
- (4) 助成活動を中止したり大幅に縮小したり、または所定期間内に完了できなかったとき等

1 3 注意事項等

- (1) 応募は1団体（法人）につき1件のみ有効です。
- (2) 平成30年度地域福祉活動費助成金事業で既に助成を受けている団体は申請できません。
- (3) 申請書の事業の内容については具体的に記入してください。
- (4) 添付書類を含む申請書類は原則として返却しません。
- (5) 申請時に事業実施日が未確定の団体は、助成金交付決定後、速やかに社協事務局までその「実施日」をご連絡ください。
- (6) 下記のことが生じるときは、社協事務局に事前連絡の上、変更届を提出してください。
変更内容によっては、返還金が生じる場合があります。
 - ・実施事業の内容を、申請内容から変更する可能性があるとき
例) 予算より決算額が少なくなる、予定していた経費が不要になる
開催回数の変更、実施日の変更、講師の変更 等
 - ・申請団体・グループの概要（法人格、名称、住所、電話番号、代表者、連絡担当者等）を変更したとき



杉並区社会福祉協議会
地域福祉活動費助成金事業

「募金(おもい)」が「地域(まち)」をよくするしくみ